

# 紹介状をお持ちでない方へ

診療報酬改定により、特定機能病院及び一般病床 200 以上の地域医療支援病院（当院が該当）については、国の推進する「医療機関の機能分担」に基づき、初診時等に紹介状を持たずに受診される場合に、診療費とは別に一定金額の負担を義務化されています。

そのため当院では、

- ・「他の医療機関からの紹介状をお持ちでない初診患者」
- ・「他の医療機関に対し文書による紹介を行う旨の申し出を行ったにもかかわらず当院を受診された再診患者」

につきましては、通常の診療費とは別に選定療養費として、以下の金額を御負担いただいておりますので御了承ください。

## □選定療養費

### ○初診の方

- ・他の医療機関からの紹介状がなく、当院の受診が初めての方
- ・最終受診（全科）から一定期間経過している方

**7,700円（税込）**

### ○再診の方

- ・当院から他の医療機関へ紹介等をおこなったが、引き続き当院での受診を希望される方（受診の都度）

**3,300円（税込）**

上記金額を御負担いただいても、当院で継続して受診していただける訳ではございません。当院で必要な専門的治療が終了し病状が安定した方は、医師の判断で次回からは、近くの医院やクリニックを受診いただくよう、お願いすることがありますので御了承下さい。

#### 【対象とならない場合】

- 紹介状をお持ちの方
- 救急車で搬送により来院され緊急の診察が必要な方
- 労災、公務災害、交通事故、予防接種、自費診療、生活保護法の医療補助対象の方
- 当院診療科から院内他科紹介された方
- 健康診断、がん検診等で精密検査の指示を受けた方（その検査結果持参の方）
- 災害により被害を受けた方
- 治験協力者である方 等

当院では、次のような優先度により外来診療をおこなっております。

1. 救急処置を要する方
2. 予約の方
3. 紹介状をお持ちいただいた方
4. 紹介状をお持ちでない方、  
予約外の方

御理解のほど、

よろしく申し上げます。

